

所得算定表

〔児童手当法施行令による〕

		夫	妻	
ア	所得の合計額			円
イ	児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000	円
ウ	雑損控除額			円
エ	医療費控除額			円
オ	小規模企業共済等掛金控除額			円
カ	障害者控除額 (該当者 人) (該当者数 × 270,000円)			円
キ	障害者控除額【特別】 (該当者 人) (該当者数 × 400,000円)			円
ク	寡婦控除額 (該当すれば270,000円)	0	0	円
ケ	寡婦控除額【特別】 (該当すれば350,000円)	0	0	円
コ	寡夫控除額 (該当すれば270,000円)	0	0	円
サ	勤労学生控除額 (該当すれば270,000円)			円
シ	イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ+コ+サ	80,000	80,000	円
ス	児童手当法施行令による所得額 (ア-シ)	(マイナスのときは0) 0	(マイナスのときは0) 0	円

※スの合算額が730万円未満であれば広島県の助成対象

合算額 0 円